

地方独立行政法人制度に係る法的課題

【A項目（経営形態の見直し）】

【B項目（類似・重複している行政サービス）】

平成24年6月5日

大阪府市統合本部事務局

府市統合本部検討項目に係る法的課題

① 対象業務の範囲

対象項目	経営形態の 選択肢	課 題	解決策	関係省庁	備 考
文化施設 (博物館)	地方独立行政法人化 (めざす場合)	<p>対象業務が法で限定されており、 地方の実情によって選択できない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の博物館施設は独立行政法人により運営 ・文部科学省は、既に「運営の選択肢を増やす観点から、地方独立行政法人の博物館を認めることが有意義」との見解を表明 	総務省へ 法令の改正 を求める	文部科学省	5ページ参照
一般廃棄物 (収集・輸送)				環境省	
下水道				国土交通省	

府市統合本部検討項目に係る法的課題

② 設立・解散・共同設置・統合

対象項目	経営形態の 選択肢	課 題	解決策	関係省庁	備 考
病 院	非公務員型の 地方独立行政法人 による一体的運営	<p>○共同設立について新たに設立する場合しか想定されていない</p> <p>○設立団体の異なる複数の地方独立行政法人の統合について規定されていない</p> <p>※府立病院機構の「公務員型」から「非公務員型」への移行 →現在国会提出中の地域主権第3次一括法案の成立が必要 (定款による円滑な移行が可能となる)</p>	総務省へ 法令の改正 を 求 め る	厚生労働省	5ページ参照
府立 産業技術 総合研究所 × 市立 工業研究所 など	地方独立行政法人 同士の統合	設立団体の異なる複数の地方独立行政法人の統合について規定されていない		経済産業省 ほか	

法:地方独立行政法人法

法施行令:地方独立行政法人法施行令

○地方独立行政法人の定義【法第2条】

- ・住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人

○3つの基本理念【法第3条】

公共性

透明性

自主性

- ・自己責任(3~5年の中期目標、中期計画により計画的に業務を遂行、第三者機関による評価委員会を設置等)【法第25条等】
- ・企業会計原則(発生主義、複式簿記等の企業会計的手法、財務諸表の作成・公表、運営費交付金の交付等)【法第33条等】
- ・ディスクロージャー(積極的な情報公開等)【法第34条等】
- ・業績給与制(法人の実績、職員の業績を反映した給与の仕組み、法人が決定して地方公共団体に届出・公表等)【法第57条等】

○対象業務の範囲【法第21条、法施行令第4条】

- ・試験研究
- ・大学の設置・管理
- ・公営企業に相当する事業の経営(水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、**病院**)
- ・社会福祉事業の経営(特別養護老人ホーム、保育所、ホームヘルプサービス事業等)
- ・その他の公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理
(介護保険法に規定する介護老人保健施設、一定規模以上の会議場施設、展示施設又は見本市場施設)

○設立・解散・共同設置・統合

<設立>

設立団体が議会の議決を経て定款を定め、総務大臣又は都道府県知事が認可
(府又は市が設立団体の場合:総務大臣が認可)【法第7条】

<解散>

設立団体が議会の議決を経て、総務大臣又は都道府県知事の認可を受け、清算手続き
(府又は市が設立団体の場合:総務大臣が認可)【法第92条】

<共同設置>

設立団体が2以上である地方独立行政法人(新規に設立する場合のみ想定)に係る権限の行使については、
当該設立団体の長が、協議して定める【法第90条】

<統合>

事後の事情変更による共同設立や合併統合に関する事項は、現行法上規定されていない

○財産的基礎等

- ・出資者は、地方公共団体に限られる【法第6条】
- ・設立団体は、地方独立行政法人の資本金の額の2分の1以上に相当する資金その他の財産の出資が必要【法第6条】
- ・地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行ができない(設立団体からの長期借入金のみ可能)【法第41条】

○公務員型と非公務員型の違い

- ・地方独立行政法人のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公平性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして定款に定めるものを、特定地方独立行政法人という(いわゆる公務員型)【法第2条及び第47条】
- ・特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人を一般地方独立行政法人という(いわゆる非公務員型)【法第55条】

公務員型：地方公務員法に基づく身分保障や服務制限、公務員や民間の給与等勘案して給与決定

非公務員型：労働法に基づく身分保障や服務制限、法人の実績や社会情勢に合わせて給与決定 等

○地方独立行政法人が解散する場合の資産の取扱い

- ・定款に、解散に伴う残余財産の帰属に関する事項を規定しなければならない【法第8条】
- ・債務を弁済した上でなお残余財産がある場合は、出資した地方公共団体に対し、定款で定めるところにより分配しなければならない【法第92条】
- ・解散した地方独立行政法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了にいたるまでは存続するものとみなす【法第92条の2】
- ・解散する地方独立行政法人が、その財産をもって債務を完済することができない場合、設立団体は当該債務を完済するための費用の全部を負担しなければならない【法第93条】

○直營業務を地方独立行政法人に移行する場合の職員の引継ぎ

- ・移行する際に、設立団体の条例で定められる業務を行っている職員は、別に辞令を発せられない限り、移行型特定(一般)地方独立行政法人の職員になる【法第59条】
※「移行型特定(一般)地方独立行政法人」・・・特定(一般)地方独立行政法人であってその成立の日の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を当該特定(一般)地方独立行政法人の成立の日以後行うものをいう